

人事院公示第 2 号

人事院は、人事院規則 2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第 2 項の規定に基づき、昭和 38 年人事院公示第 5 号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和 2 年 2 月 3 日

人事院総裁 一 宮 なほみ

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定（前書きを含む。以下同じ。）の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
人事院は、人事院規則 2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第 2 項の規定に基づき、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）、人事院規則 9—1（非常勤職員の給与）、人事院規則 9—2（俸給表の適用範囲）、人事院規則 9—5（給与簿）、人事院規則 9—6（俸給の調整額）、人事院規則 9—6—6（人事院規則 9—6（俸給の調整額）の一部を改正する人事院規則）、人事院規則 9—7（俸給等の支給）、人事院規則 9—8（初	人事院は、人事院規則 2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第 2 項の規定に基づき、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）、人事院規則 9—1（非常勤職員の給与）、人事院規則 9—2（俸給表の適用範囲）、人事院規則 9—5（給与簿）、人事院規則 9—6（俸給の調整額）、人事院規則 9—6—6（人事院規則 9—6（俸給の調整額）の一部を改正する人事院規則）、人事院規則 9—7（俸給等の支給）、人事院規則 9—8（初

<p>任給、昇格、昇給等の基準)、人事院規則 9-8-8 (人事院規則 9-8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9-8-14 (人事院規則 9-8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9-8-18 (人事院規則 9-8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9-8-40 (人事院規則 9-8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9-8-57 (人事院規則 9-8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9-8-68 (人事院規則 9-8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9-15 (宿日直手当)、人事院規則 9-17 (俸給の特別調整額)、人事院規則 9-24 (通勤手当)、人事院規則 9-24-10 (人事院規則 9-24 (通勤手当)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9-30</p>	<p>任給、昇格、昇給等の基準)、人事院規則 9-8-8 (人事院規則 9-8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9-8-14 (人事院規則 9-8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9-8-18 (人事院規則 9-8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9-8-40 (人事院規則 9-8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9-8-57 (人事院規則 9-8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9-8-68 (人事院規則 9-8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9-15 (宿日直手当)、人事院規則 9-17 (俸給の特別調整額)、人事院規則 9-24 (通勤手当)、人事院規則 9-24-10 (人事院規則 9-24 (通勤手当)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9-30</p>
--	--

<p>(特殊勤務手当)、人事院規則 9—3 4 (初任給調整手当)、人事院規則 9—4 0 (期末手当及び勤勉手当)、人事院規則 9—4 3 (休日給)、人事院規則 9—4 9 (地域手当)、人事院規則 9—5 4 (住居手当)、人事院規則 9—5 5 (特地勤務手当等)、人事院規則 9—5 5—1 2 5 (人事院規則 9—5 5 (特地勤務手当等)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9—8 0 (扶養手当)、人事院規則 9—8 2 (俸給の半減)、人事院規則 9—8 9 (単身赴任手当)、人事院規則 9—9 3 (管理職員特別勤務手当)、人事院規則 9—9 7 (超過勤務手当)、人事院規則 9—1 0 2 (研究員調整手当)、人事院規則 9—1 2 1 (広域異動手当)、人事院規則 9—1 2 1—2 (人事院規則 9—1 2 1 (広域異動手当)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9—1 2 2 (専門スタッフ職調整手当)、人事院規則 9—1 2 3 (本府省業務調整手当)、<u>人事院規則 9—1 2 9 (東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災</u></p>	<p>(特殊勤務手当)、人事院規則 9—3 4 (初任給調整手当)、人事院規則 9—4 0 (期末手当及び勤勉手当)、人事院規則 9—4 3 (休日給)、人事院規則 9—4 9 (地域手当)、人事院規則 9—5 4 (住居手当)、人事院規則 9—5 5 (特地勤務手当等)、人事院規則 9—5 5—1 2 5 (人事院規則 9—5 5 (特地勤務手当等)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9—8 0 (扶養手当)、人事院規則 9—8 2 (俸給の半減)、人事院規則 9—8 9 (単身赴任手当)、人事院規則 9—9 3 (管理職員特別勤務手当)、人事院規則 9—9 7 (超過勤務手当)、人事院規則 9—1 0 2 (研究員調整手当)、人事院規則 9—1 2 1 (広域異動手当)、人事院規則 9—1 2 1—2 (人事院規則 9—1 2 1 (広域異動手当)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9—1 2 2 (専門スタッフ職調整手当)、人事院規則 9—1 2 3 (本府省業務調整手当) <u>及び人事院規則 9—1 2 9 (東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模</u></p>
--	---

<p>害等に対処するための人事院規則 9—30（特殊勤務手当）の特例）及び人事院規則 9—146（令和元年改正法附則第 3 条の規定による住居手当）に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、次のとおり決定した。</p> <p>1 （略）</p> <p>2 委任する権限及び所掌事務</p> <p>一～二十一 （略）</p> <p>二十二 <u>人事院規則 9—146（令和元年改正法附則第 3 条の規定による住居手当）に規定する次に掲げる事項</u></p> <p>(1) <u>第 1 条第 5 号の規定に基づき、人事院が定めることとされている職員について定めること。</u></p> <p>(2) <u>第 2 条第 3 号の規定に基づき、人事院と協議して定めることとされている額について、その協議に応ずること。</u></p> <p>(3) <u>第 6 条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。</u></p> <p>3・4 （略）</p>	<p>災害等に対処するための人事院規則 9—30（特殊勤務手当）の特例）に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、次のとおり決定した。</p> <p>1 （略）</p> <p>2 委任する権限及び所掌事務</p> <p>一～二十一 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>3・4 （略）</p>
--	--

2 この決定による改正は、令和2年4月1日から効力を発生する。